

# 伊勢市公報

第409号  
令和4年11月21日  
月曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	2
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市職員休職規程の一部を改正する訓令	4
<b>上下水道管理規程</b>	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	6
<b>告 示</b>	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	8
○ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示事項の変更について	10
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	14
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	15
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	16

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和4年11月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第47号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1 障害者支援専門員の項中「介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師又は保健師の資格のうち、いずれか1つを有する者」を「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）第1号に掲げる要件を満たす者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則別表第1に規定する障害者支援専門員である者は、改正後の伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則別表第1に規定する障害者支援専門員とみなす。

伊勢市職員休職規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年11月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第2号

伊勢市職員休職規程の一部を改正する訓令

伊勢市職員休職規程（平成17年伊勢市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（休職の期間の更新）」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第3条第1項の規定による休職の期間が3年に満たない場合においては、同一の心身の故障により休職するときは、当該休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第2条第2項中「期間は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期が終わるまでの間とする」を「期間が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期（以下この項において「任期」という。）に満たない場合においては、当該休職した日から引き続き任期を超えない範囲内において、これを更新することができる」に改める。

第3条第3項中「前項の規定により復職を命じた日」を「休職者が復職した日」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のよ  
うに定める。

令和4年11月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条中「伊勢市」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規程は、令和 4 年 11 月 4 日から施行する。

伊勢市告示第 163 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 11 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 9 月 29 日 午前 9 時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	12 台
〃	令和 4 年 9 月 29 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	5 台
計			17 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

#### 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

#### 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 164 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項及び第 49 条の 7 第 1 項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第 49 条の 4 第 3 項の規定及び同法第 49 条の 7 第 2 項において準用する同法第 49 条の 4 第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 11 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

	所在地	名称	指定緊急避難場所		指定避難所		安全度 ランク
			津波 以外	津波	指定一 般避難 所	指定福 祉避難 所	
1	小俣町新村 401 番地 1	小俣総合体育 館	○	○	○	—	☆☆
2	二見町三津 855 番地	シルバーケア 豊壽園	—	—	—	○	—
3	二俣町 577 番地 9	特別養護老人 ホーム神路園	—	—	—	○	—
4	河崎 3 丁目 15 番 33 号	特別養護老人 ホーム双寿園	—	—	—	○	—

5	河崎3丁目 15番33号	特別養護老人 ホーム第2双 寿園	—	—	—	○	—
6	上地町3130 番地	特別養護老人 ホーム白百合 園	—	—	—	○	—
7	上野町2855 番地1	介護老人保健 施設上野の郷	—	—	—	○	—
8	村松町3294 番地1	特別養護老人 ホーム正邦苑	—	—	—	○	—
9	村松町3355 番地1	特別養護老人 ホーム正邦苑 静乾	—	—	—	○	—
10	朝熊町3074 番地11	特別養護老人 ホーム伊勢あ さま苑	—	—	—	○	—
11	楠部町2605 番地13	介護老人保健 施設山咲苑	—	—	—	○	—
12	楠部町2605 番地33	特別養護老人 ホームいすず 苑	—	—	—	○	—
13	御菌町高向 775番地1	伊勢赤十字老 人保健施設 虹の苑	—	—	—	○	—

14	小俣町宮前 38 番地	老人ホーム 高砂寮	—	—	—	○	—
15	度会郡玉城 町宮古 728 番地 18	指定障害者支 援施設・指定 生活介護事業 所宮の里ミタ スメモリアル ホーム	—	—	—	○	—
16	二俣町 577 番地 1	養護老人ホー ム万亀会館	—	—	—	○	—
17	黒瀬町 562 番地 3	伊勢市重度身 体障害者デイ サービスセン ター	—	—	—	○	—
18	宮後 1 丁目 1 番 1 号	三交イン伊勢 市駅前	—	—	—	○	—
19	佐八町 1071 番地 3	千の杜	—	—	—	○	—
20	二見町茶屋 569 番地 75	大石屋	—	—	—	○	—
21	二見町松下 1693 番地	旅荘海の蝶	—	—	—	○	—
22	宇治浦田 3 丁目 23 番	特別養護老人 ホーム賀集楽	—	—	—	○	—

	15号						
23	宇治浦田3丁目23番15号	介護利用型ケアハウス賀集楽	—	—	—	○	—
24	吹上1丁目3番26号	コンフォートホテル伊勢	—	—	—	○	—
25	吹上1丁目11番31号	伊勢シティホテル	—	—	—	○	—
26	吹上2丁目5番11号	伊勢シティホテルアネックス	—	—	—	○	—
27	黒瀬町1237番地	ビジネスホテル羽根伊勢インター	—	—	—	○	—

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

伊勢市教育委員会告示第 13 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 4 年 11 月 11 日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和 4 年 11 月 18 日（金）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第 50 号 奨学生の決定について
  - 議案第 51 号 伊勢市小俣総合体育館及び伊勢市大仏山公園スポーツセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第 52 号 伊勢市北浜スポーツグラウンドの指定管理者の指定について

伊勢市農業委員会告示第 12 号

伊勢市農業委員会第 203 回総会を次のとおり招集します。

令和 4 年 11 月 8 日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 4 年 11 月 15 日 (火) 午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 事業計画変更承認申請について
  - 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について (農林水産課提案)

伊勢市公告第 76 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 4 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。